

見附市教育委員会告示第10号

見附市不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月24日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

見附市不妊治療費助成事業実施要綱（令和4年見附市教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第5号中「高額療養費」の次に「、付加給付」を加え、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

（5）健康保険証の写し

別記様式第1号（第6条関係）中、

「

注：次の書類を添付してください。

- ・見附市不妊治療費助成事業受診等証明書（別記第2号様式）
- ・不妊治療を受けた医療機関等の発行する領収書及び治療内容明細書
- ・事実婚の場合は、両人の戸籍の全部事項証明書又は戸籍謄本
- ・事実婚関係に関する申立書（別記第3号様式）
- ・その他の関係書類（高額療養費の支給決定通知書等）

」を

「

注：次の書類を添付してください。

- ・見附市不妊治療費助成事業受診等証明書（別記第2号様式）
- ・不妊治療を受けた医療機関等の発行する領収書及び治療内容明細書
- ・事実婚の場合は、両人の戸籍の全部事項証明書又は戸籍謄本
- ・事実婚関係に関する申立書（別記第3号様式）
- ・健康保険証の写し
- ・その他の関係書類（高額療養費、付加給付の支給決定通知書等）

」に

改める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。